

新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第2条 研修事業所の指定を受け研修を実施しようとする者 (<u>以下「指定研修事業申請者」という。</u>) は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 講義を担当する講師について、別表1に定める<u>講師選定要件</u>を満たし、かつ、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>(6) ～ (12) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(事業者指定申請)</p> <p>第5条 指定研修事業申請者は、「居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定申請書(様式第1号)」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の60日前までに、知事に申請しなければならない。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 研修事業を委託する場合にあっては、前<u>4</u>項各号に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第6条～第13条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第2条 研修事業所の指定を受け研修を実施しようとする者 (<u>以下、指定研修事業申請者という。</u>) は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 講義を担当する講師について、別表1に定める<u>講師要件</u>を満たし、かつ、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>(6) ～ (12) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(事業者指定申請)</p> <p>第5条 指定研修事業申請者は、「居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定申請書(様式第1号)」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の60日前までに、知事に申請しなければならない。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 研修事業を委託する場合にあっては、前<u>3</u>項各号に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第6条～第13条 (略)</p>

改正後	現行										
<p>(指定の取消し)</p> <p>第14条 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)第2条各号の指定基準を満たすことができなくなった場合</p> <p>(2)事業者指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合</p> <p>(3)事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合</p> <p>(4)事業の実施に関し、不正な行為があった場合</p> <p>(5)前条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合</p> <p>(6)その他研修事業者として不適切と判断される場合</p> <p>第15条～第18条 (略)</p> <p>第19条 県が設置する<u>職業能力開発校や地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人（以下「開発校等」という。）</u>が実施する委託訓練で、居宅介護職員初任者等養成研修事業を実施する際において、取り扱いについては<u>次の表に定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 868 1117 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 868 336 916">要件項目等</th> <th data-bbox="336 868 1117 916">取り扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 916 336 1015"><u>委託先の条件</u></td> <td data-bbox="336 916 1117 1015"><u>委託訓練の委託先となる実施者は、事前に各研修課程の指定申請を受けた指定研修事業者でなければならない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1015 336 1163"><u>契約について</u></td> <td data-bbox="336 1015 1117 1163"><u>開発校等は、委託訓練を実施する際には、委託先となる事業者が、委託する各研修課程の指定を受けた指定研修事業者であることを書面や、県に確認する等し、確実に指定研修事業者と委託契約を結ぶこと。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1163 336 1311"><u>届出について</u></td> <td data-bbox="336 1163 1117 1311"><u>委託を受けた指定研修事業者は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書（様式第8号）により事前に知事に届出を行うとともに、自らが指定研修事業者として研修を実施する際と同様の届出を行わなければならない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1311 336 1385"><u>再委託の禁止</u></td> <td data-bbox="336 1311 1117 1385"><u>委託を受けた指定研修事業者は、受託した研修事業を再委託してはならない。</u></td> </tr> </tbody> </table>	要件項目等	取り扱い	<u>委託先の条件</u>	<u>委託訓練の委託先となる実施者は、事前に各研修課程の指定申請を受けた指定研修事業者でなければならない。</u>	<u>契約について</u>	<u>開発校等は、委託訓練を実施する際には、委託先となる事業者が、委託する各研修課程の指定を受けた指定研修事業者であることを書面や、県に確認する等し、確実に指定研修事業者と委託契約を結ぶこと。</u>	<u>届出について</u>	<u>委託を受けた指定研修事業者は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書（様式第8号）により事前に知事に届出を行うとともに、自らが指定研修事業者として研修を実施する際と同様の届出を行わなければならない。</u>	<u>再委託の禁止</u>	<u>委託を受けた指定研修事業者は、受託した研修事業を再委託してはならない。</u>	<p>(指定の取消し)</p> <p>第14条 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)第2条各号の指定基準を満たすことができなくなった場合</p> <p>(2)事業者指定申請及び実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合</p> <p>(3)事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合</p> <p>(4)事業の実施に関し、不正な行為があった場合</p> <p>(5)第13条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合</p> <p>(6)その他研修事業者として不適切と判断される場合</p> <p>第15条～第18条 (略)</p> <p>第19条 県が設置する<u>職業能力開発校（以下「開発校」という。）</u>が実施する委託訓練で、居宅介護職員初任者等養成研修事業を実施する際において、取り扱いについては<u>以下に定める。</u></p> <p>1 委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業を実施する場合の取扱い</p> <p>(1)委託訓練の委託先となる実施者は、事前に各研修課程の指定申請を受けた指定研修事業者でなければならない。</p> <p>(2)開発校は、委託訓練を実施する際には、委託先となる事業者が、委託する各研修課程の指定を受けた指定研修事業者であることを書面や、県に確認する等し、確実に指定研修事業者と委託契約を結ぶこと。</p> <p>(3)委託を受けた指定研修事業者は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書（様式第8号）により事前に知事に届け出なければならない。</p> <p>(4)委託を受けた指定研修事業者は、受託した研修事業を再委託してはならない。</p> <p>(5)委託を受けた指定研修事業者は、自らが指定研修事業者として研修を実施する際と同様に知事に届出を行わなければならない。</p>
要件項目等	取り扱い										
<u>委託先の条件</u>	<u>委託訓練の委託先となる実施者は、事前に各研修課程の指定申請を受けた指定研修事業者でなければならない。</u>										
<u>契約について</u>	<u>開発校等は、委託訓練を実施する際には、委託先となる事業者が、委託する各研修課程の指定を受けた指定研修事業者であることを書面や、県に確認する等し、確実に指定研修事業者と委託契約を結ぶこと。</u>										
<u>届出について</u>	<u>委託を受けた指定研修事業者は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書（様式第8号）により事前に知事に届出を行うとともに、自らが指定研修事業者として研修を実施する際と同様の届出を行わなければならない。</u>										
<u>再委託の禁止</u>	<u>委託を受けた指定研修事業者は、受託した研修事業を再委託してはならない。</u>										

改正後		現行
<u>施行日</u>	<u>平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。</u>	2 第 19 条に定める規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。
(その他)		(その他)
第 20 条 (略)		第 20 条 (略)
附 則		附 則
1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。		1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則		附 則
1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。		1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則		附 則
1 この要領は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。		1 この要領は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。
2 <u>開発校等</u> が実施主体となって、委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業等を既に実施しているときは、委託を受けた指定研修事業者が、自らが指定研修事業者として研修を実施しているものとみなす。		2 開発校が実施主体となって、委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業等を既に実施しているときは、委託を受けた指定研修事業者が、自らが指定研修事業者として研修を実施しているものとみなす。
附 則		附 則
1 この要領は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。		1 この要領は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。
<u>附 則</u>		
<u>1 この要領は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。</u>		
別表 1 (第 2 条関係)		別表 1 (第 2 条関係)
講師選定要件		講師選定要件
1 (略)		1 (略)
2 居宅介護職員初任者養成研修課程講師要件 (略)		2 居宅介護職員養成研修課程講師要件 (略)
3 <u>その他の研修課程の講師要件</u>		3 各職種区分の要件

改正後				現行			
No	必要資格	実務経験等	その他要件	No	必要資格	実務経験等	その他要件
1	社会福祉士	社会福祉士として、3年以上生活支援員等の相談援助業務に従事経験がある者		1	社会福祉士	社会福祉士として、3年以上生活支援員等の相談援助業務に従事経験がある者	
2	介護福祉士	介護福祉士として、3年以上介護職員及びホームヘルパー等の直接援助業務に従事経験がある者		2	介護福祉士	介護福祉士として、3年以上介護職員及びホームヘルパー等の直接援助業務に従事経験がある者	
3	医師	医師免許を有する者		3	医師	医師免許を有する者	
4	眼科医	医師免許を有している者で、眼科を専門としている者		4	眼科医	医師免許を有している者で、眼科を専門としている者	
5	精神科医	医師免許を有している者で、精神科を専門としている者		5	精神科医	医師免許を有している者で、精神科を専門としている者	
6	精神保健福祉士	精神保健福祉士として、3年以上精神障害者の在宅サービスに従事経験がある者		6	精神保健福祉士	精神保健福祉士として、3年以上精神障害者の在宅サービスに従事経験がある者	
7	精神障害者の相談業務に従事する精神保健福祉士	精神保健福祉士として、医療機関等において3年以上精神障害者の相談業務に従事経験がある者		7	精神障害者の相談業務に従事する精神保健福祉士	精神保健福祉士として、医療機関等において3年以上精神障害者の相談業務に従事経験がある者	
8	理学療法士	理学療法士として、3年以上機能訓練業務に従事経験がある者		8	理学療法士	理学療法士として、3年以上機能訓練業務に従事経験がある者	
9	作業療法士	作業療法士として、3年以上機能訓練業務に従事経験がある者		9	作業療法士	作業療法士として、3年以上機能訓練業務に従事経験がある者	
10	言語聴覚士	言語聴覚士として、3年以上言語訓練業務に従事経験がある者		10	言語聴覚士	言語聴覚士として、3年以上言語訓練業務に従事経験がある者	
11	臨床心理士	臨床心理士として、3年以上心理療法及び相談援助業務に従事経験がある者		11	臨床心理士	臨床心理士として、3年以上心理療法及び相談援助業務に従事経験がある者	
				12	心理判定員	心理判定員として、3年以上心理療法等	

改正後				現行			
12	心理判定員	心理判定員として、3年以上心理療法等に従事経験がある者				に従事経験がある者	
13	保健師又は看護師	保健師又は看護師として、3年以上の従事経験がある者		13	保健師又は看護師	保健師又は看護師として、3年以上の従事経験がある者	
14	訪問指導に従事する保健師	訪問指導等の在宅福祉サービスに関わる業務に3年以上従事経験のある者		14	訪問指導に従事する保健師	訪問指導等の在宅福祉サービスに関わる業務に3年以上従事経験のある者	
15	訪問看護に従事する看護師	訪問看護業務に3年以上従事経験がある者		15	訪問看護に従事する看護師	訪問看護業務に3年以上従事経験がある者	
16	障害者(児)の訪問指導に従事する保健師	在宅障害者(児)に対する訪問指導に3年以上従事経験のある者		16	障害者(児)の訪問指導に従事する保健師	在宅障害者(児)に対する訪問指導に3年以上従事経験のある者	
17	障害者(児)の訪問看護に従事する看護師	在宅障害者(児)に対する訪問看護業務に3年以上従事経験のある者		17	障害者(児)の訪問看護に従事する看護師	在宅障害者(児)に対する訪問看護業務に3年以上従事経験のある者	
18	終末期介護に従事する看護師	終末期介護に3年以上従事経験のある者		18	終末期介護に従事する看護師	終末期介護に3年以上従事経験のある者	
19	管理栄養士又は栄養士	管理栄養士又は栄養士として、社会福祉施設において3年以上勤務経験のある者		19	管理栄養士又は栄養士	管理栄養士又は栄養士として、社会福祉施設において3年以上勤務経験のある者	
20	救急救命士等	救急救命士又は日本赤十字救急法指導員として登録されている者		20	救急救命士等	救急救命士又は日本赤十字救急法指導員として登録されている者	
21	一級建築士	1級建築士の免許を有している者で、障害者又は高齢者等の住宅改修に相当の実績を有する者		21	一級建築士	1級建築士の免許を有している者で、障害者又は高齢者等の住宅改修に相当の実績を有する者	
22	弁護士	弁護士として登録している者で、人権擁護活動に相当の実績のある者		22	弁護士	弁護士として登録している者で、人権擁護活動に相当の実績のある者	
23	サービス提供責任者	介護福祉士登録後又は障害者(児)ホームヘルパー養成研修1級課程修了者であって、3年以上サービス提供責任者と		23	サービス提供責任者	介護福祉士登録後又は障害者(児)ホームヘルパー養成研修1級課程修了者であって、3年以上サービス提供責任者として従事経験がある者(平成15年3月	

改正後				現行			
		して従事経験がある者（平成15年3月31日までの主任ヘルパーとしての従事経験を含む。）				31日までの主任ヘルパーとしての従事経験を含む。）	
24	ガイドヘルパー	ガイドヘルパーとして、それぞれの障害に対応したガイドヘルプに5年以上従事経験がある者		24	ガイドヘルパー	ガイドヘルパーとして、それぞれの障害に対応したガイドヘルプに5年以上従事経験がある者	
25	障害者(児)の相談支援業務に従事する者	市町村相談支援事業所又は地域活動支援センター等において、5年以上相談支援業務に従事経験のある者		25	障害者(児)の相談支援業務に従事する者	市町村相談支援事業所又は地域活動支援センター等において、5年以上相談支援業務に従事経験のある者	
26	障害者(児)又は高齢者施設長	障害者(児)又は高齢者施設において、5年以上施設長としての従事経験がある者		26	障害者(児)又は高齢者施設長	障害者(児)又は高齢者施設において、5年以上施設長としての従事経験がある者	
27	障害者(児)施設の生活支援員又は児童指導員	障害者(児)施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者		27	障害者(児)施設の生活支援員又は児童指導員	障害者(児)施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者	
28	生活支援員、生活相談員及び児童指導員	社会福祉施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者		28	生活支援員、生活相談員及び児童指導員	社会福祉施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者	
29	視覚障害者生活支援員	視覚障害者施設において、5年以上生活支援員としての従事経験がある者		29	視覚障害者生活支援員	視覚障害者施設において、5年以上生活支援員としての従事経験がある者	
30	歩行指導員	歩行指導員として、3年以上従事経験がある者		30	歩行指導員	歩行指導員として、3年以上従事経験がある者	
31	高齢者施設生活相談員	高齢者施設において、5年以上生活相談員としての従事経験がある者		31	高齢者施設生活相談員	高齢者施設において、5年以上生活相談員としての従事経験がある者	
32	高齢者又は障害者(児)施設の主任級介護職員又は看護職員	高齢者施設又は障害者(児)施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者		32	高齢者又は障害者(児)施設の主任級介護職員又は看護職員	高齢者施設又は障害者(児)施設において、5年以上当該職種の従事経験がある者	
33	デイサービスセンター介護職員	デイサービスセンターにおいて、5年以上当該職種の従事経験がある者		33	デイサービスセンター介護職員	デイサービスセンターにおいて、5年以上当該職種の従事経験がある者	
34	高齢者の訪問指導等に従事する保健師又は看護	高齢者の訪問看護等に従事する保健師又は看護師で、3年以上従事経験がある		34	高齢者の訪問指導等に従事する保健師又は看護	高齢者の訪問看護等に従事する保健師又は看護師で、3年以上従事経験がある者	

改正後				現行			
	看護師	者 (准看護師での従事経験は含まない。)				(准看護師での従事経験は含まない。)	
35	在宅介護支援センター職員	在宅介護支援センターの専任の従業者として、3年以上相談援助業務の従事経験がある者		35	在宅介護支援センター職員	在宅介護支援センターの専任の従業者として、3年以上相談援助業務の従事経験がある者	
36	介護支援専門員	介護支援専門員として登録後、2年以上ケアプラン作成業務に従事経験がある者		36	介護支援専門員	介護支援専門員として登録後、2年以上ケアプラン作成業務に従事経験がある者	
37	レクリエーション指導者	福祉レクリエーション・ <u>ワーカー</u> の資格を有する者で、障害者(児)又は高齢者等へのレクリエーション指導員として活動し、相当の実績を有する者		37	レクリエーション指導者	福祉レクリエーション資格を有する者で、障害者(児)又は高齢者等へのレクリエーション指導員として活動し、相当の実績を有する者	
38	障害者福祉行政担当者	障害者福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者		38	障害者福祉行政担当者	障害者福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者	
39	高齢者福祉行政担当者	高齢者福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者		39	高齢者福祉行政担当者	高齢者福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者	
40	福祉行政担当者	社会福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者		40	福祉行政担当者	社会福祉主管課において1年以上担当し、現在も担当している者	
41	人権啓発行政担当者	人権啓発主管課において1年以上担当し、現在も担当している者		41	人権啓発行政担当者	人権啓発主管課において1年以上担当し、現在も担当している者	
42	人権啓発を行う団体職員	人権啓発を行う団体において1年以上担当し、現在も担当している者		42	人権啓発を行う団体職員	人権啓発を行う団体において1年以上担当し、現在も担当している者	
43	各養成校の教員	福祉科の高等学校教員免許を有する者で、高等学校において、当該科目内容を教授している者又は大学、短期大学、高等技術専門校、介護福祉士受験資格を得られる高等学校、社会福祉士若しくは介護福祉士養成施設等において、当該科目内容を教授している者		43	各養成校の教員	福祉科の高等学校教員免許を有する者で、高等学校において、当該科目内容を教授している者又は大学、短期大学、高等技術専門校、介護福祉士受験資格を得られる高等学校、社会福祉士若しくは介護福祉士養成施設等において、当該科目内容を教授している者	

改正後			現行		
44	その他	科目を担当するのに相応しいものとして、知事の承認を得た者	44	その他	科目を担当するのに相応しいものとして、知事の承認を得た者
別表2（第2条関係）			別表2（第2条関係）		
実習施設等及び実習指導者要件			実習施設等及び実習指導者要件		
1 (略)			1 (略)		
2 個別要件			2 個別要件		
実習受入施設（事業所）種別及び科目ごとの実習指導者については、次のとおりとする。			実習受入施設（事業所）種別及び科目ごとの実習指導者については、次のとおりとする。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程			(2) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程		
科 目	実習受入施設（事業所）	実習指導者	科 目	実習受入施設（事業所）	実習指導者
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）	○重度訪問介護を行う事業所 ○居宅介護事業所 ○移動支援を行う事業所 ○障害者支援施設 ○障害児入所施設 ○旧共同生活介護を行う事業所 ○生活介護を行う事業所 等	3年以上直接援助業務に従事している者であって、当該施設において1年以上勤務している者	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）	○重度訪問介護を行う事業所 ○居宅介護事業所 ○移動支援を行う事業所 ○障害者支援施設 ○障害児入所施設 ○共同生活介護を行う事業所 ○生活介護を行う事業所 等	3年以上直接援助業務に従事している者であって、当該施設において1年以上勤務している者
外出時の介護技術に関する実習（2時間）			外出時の介護技術に関する実習（2時間）		
(3) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び重度訪問介護従業者養成研修統合課程			(3) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び重度訪問介護従業者養成研修統合課程		
科 目	実習受入施設（事業所）	実習指導者	科 目	実習受入施設（事業所）	実習指導者
重度肢体不自由者の介護サービス提供現場実習（3時間）	○重度訪問介護を行う事業所 ○居宅介護事業所 ○障害者支援施設 ○障害児入所施設 ○旧共同生活介護を行う事業所 ○生活介護を行う事業所 等 ※在宅等で生活する障害程度区分5又は6で	3年以上直接援助業務に従事している者であって、当該施設において1年以上勤務している者	重度肢体不自由者の介護サービス提供現場実習（3時間）	○重度訪問介護を行う事業所 ○居宅介護事業所 ○障害者支援施設 ○障害児入所施設 ○共同生活介護を行う事業所 ○生活介護を行う事業所 等 ※在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者（児）に対する介護サー	3年以上直接援助業務に従事している者であって、当該施設において1年以上勤務している者

改正後			現行		
	ある肢体不自由者（児）に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと。			ビス提供現場を1か所以上含むこと。	
別表3 居宅介護職員初任者研修課程の講義を通信の方法によって行う場合（第5条関係）			別表3 居宅介護職員初任者研修課程の講義を通信の方法によって行う場合（取扱要領第5条関係）		
科目	通信形式で実施できる上限時間	時間数	科目	通信形式で実施できる上限時間	時間数
1. 職務の理解	0	6	1. 職務の理解	0	6
2. 介護における尊厳の保持・自立の支援	7.5	9	2. 介護における尊厳の保持・自立の支援	7.5	9
3. 介護の基本	3	6	3. 介護の基本	3	6
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5	9	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5	9
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3	6	5. 介護におけるコミュニケーション技術	3	6
6. 老化の理解	1.5	3	6. 老化の理解	1.5	3
7. 認知症・行動障害の理解	3	6	7. 認知症・行動障害の理解	3	6
8. 障害の理解	3	6	8. 障害の理解	3	6
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12	75	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12	75
10. 振り返り	0	4	10. 振り返り	0	4
合計	40.5	130	合計	40.5	130